

事務連絡
令和3年11月22日

愛媛県フロン等環境対策連絡協議会事務局 御中

愛媛県県民環境部
環境局環境政策課

改正フロン排出抑制法に関する説明会等について

日頃より、本県の環境行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日に施行され、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みが導入されたところです。

この度、環境省から改正フロン排出抑制法に係る【業務用冷凍空調機器のユーザー（第一種特定製品の管理者）向け説明会】及び【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】をオンラインにて開催する旨の案内がありましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き貴協議会会員に御周知いただき、フロン類の使用の合理化及び管理の適切化に御協力いただきますようお願いいたします。

また、改正フロン排出抑制法の施行後初めて、警視庁生活安全部生活環境課がフロン排出抑制法違反事件被疑者らを検挙したとの情報提供がありましたので、併せてお知らせします。

東京都ホームページ「改正フロン排出抑制法違反で警視庁が全国初の検挙」

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/11/09/05.html>

担当 愛媛県県民環境部環境局 環境政策課大気・環境評価係 西田 Tel 089-912-2347 Fax 089-912-2344

事務連絡
令和3年11月9日

都道府県 フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

フロン排出抑制法違反事案について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、警視庁生活安全部生活環境課がフロン排出抑制法違反事件被疑者らを検挙したとして情報提供がありましたので参考までにお知らせいたします。

令和2年4月1日施行の改正フロン排出抑制法は、建物解体時のフロン回収作業の徹底を図ること等を目的としたものであり、今回の事案は、捜査機関及び行政機関がこの改正の趣旨を踏まえて御尽力され、被疑者らの検挙に至ったものと認識しています。

改正フロン排出抑制法の趣旨及び内容については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和2年1月16日付け2020製化管第1号・環地温発第2001163号 経済産業省製造産業局化学物質管理課長・環境省地球環境局地球温暖化対策課長通知）により通知していますので、その内容を踏まえ、関係者の指導等、引き続き、貴管下のフロン排出抑制対策業務の徹底に遺漏なきようお願いいたします。

【事案概要】

- ・解体工事発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）が第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合において、当該引渡しの委託締結の際に委託確認書を交付しなければならないところ、交付していなかったもの（第43条第2項違反）。
- ・第一種特定製品であるエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を大気中にみだりに放出したもの（第86条違反）。

（別添資料）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）」（令和3年11月9日付け環・環1第376号）

※ 別添資料は環境省宛であるが、経済産業省宛にも同様の情報提供あり。